

町税と国民健康保険税は、

コンビニエンスストアでも納付できます

平成 23 年 4 月から、中標津町の町道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をコンビニエンスストア（コンビニ）で支払うことができる「コンビニ収納」を始めました。

これにより、「忙しくて平日の昼間、納める時間が取れない」という方は、町内はもとより、日本全国どこでも 365 日 24 時間納付することができます。

また、全国のゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付き ATM でも納付できるようになりました。

なお、金融機関、役場出納室・計根別支所でもこれまでとおり納付できます。

コンビニで納付できる税目

町道民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
国民健康保険税

コンビニでの納付方法

納付書は納期別に一枚一枚となっております。納付書に記載されている納期と納期限をよくお確かめのうえ、必要な納付書だけを持ってコンビニのレジカウンターで納付してください。

あとで納付したかどうか忘れないようにと事故防止のため、領収書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

利用できるコンビニ収納取扱店

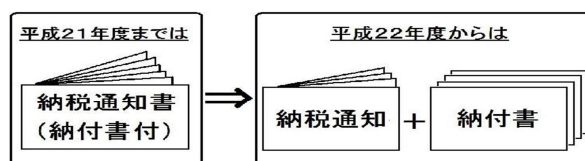
○MMK 設置店 ○くらしハウス ○コミュニティ・ストア ○ハマナスクラブ ○スリーエイト
○生活彩家 ○セイコーマート ○セブン-イレブン ○タイエー ○ディリーヤマザキ
○ニューヤマザキデイリーストア ○ハセガワストア ○ファミリーマート ○ポプラ
○ミニストップ ○ヤマザキデイリーストアー ○ヤマザキスペシャルパートナーショップ
○ローソン ○ローソンストア 100

納付書（払込取扱票）の変更

平成 23 年度から納付書の様式が変わり、通知書や明細書は綴じ、納付書（納めるための用紙）は納期別に 1 枚 1 枚に分かれて同封されます。

納付書（払込取扱票）に記載されている期別、納期限をよくお確かめいただいた上で、金融機関などまたはコンビニエンスストアで納付してください。

* 期別を間違えて納付されますと、督促状が送付される場合がありますのでご注意ください。



注意事項

次の納付書は、コンビニで納付することはできませんので、金融機関や郵便局（ゆうちょ銀行）または、役場出納室・計根別支所をご利用ください。

- コンビニ用バーコードが印刷されていない納付書
- 1 枚あたり 30 万円を超える納付書
- 納付有効期限が過ぎた納付書
- 傷や汚れでバーコードが読み取れない納付書
- 金額が訂正された納付書
- 平成 22 年度以前に発行された納付書

コンビニ納付 Q&A

Q 1 納税通知書と納付書が入っていました。納めるときは、どの用紙を使用するのですか。

A 1 これまでホッチキスで1冊に留められていた納付書が、納税通知書と納付書1枚1枚分かれて同封されます。納付する期別を確認のうえ納付書と現金とともに、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口にお出してください。

なお、固定資産税・都市計画税、町道民税（普通徴収）は、通常1期から4期の計5枚の納付書、国民健康保険税は1期から10期の計10枚の納付書が入っております。軽自動車税については全期の1枚です。

Q 2 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか。

A 2 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書は、コンビニでの取り扱いができないため、バーコードが表示されていません。金融機関や郵便局またはゆうちょ銀行のATMで納付してください。

Q 3 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか。

A 3 納期限を過ぎた納付書は、コンビニでの納付はできません。金融機関などで納付してください。

Q 4 コンビニで納めるとき、小切手や約束手形などで納めることができますか。

A 4 できません。現金納付しか取り扱いされません。

Q 5 コンビニで納めるとき手数料はかかりますか。

A 5 無料です。中標津町が負担します。

Q 6 コンビニに納めに行ったところ「この納付書はお取扱できません。」と断られました。

A 6 次の理由が考えられますので、金融機関などで納付してください。

- 平成22年度以前の納付書
- バーコードが印刷されていない。
- 1枚あたりの税額（1期分の税額）が30万円を超えている。
- 納期限が過ぎている。
- バーコード部分にキズや汚れがある。
- 金額を訂正している。（金額
- 納付書のミシン目を切り離してしまっている。

Q 7 コンビニで納めた次の日に納税証明書を申請することはできますか

A 7 コンビニで納付した場合、町が納付の確認ができるまで約1週間かかる場合があります。恐れ入りますが、コンビニで納付後、すぐに納税証明書が必要な場合は、必ず「領収書」をご持参し、納税証明申請書といっしょに提出してください。

Q 8 間違いなく納期期限内にコンビニで納めたのに督促状が届いた。

A 8 コンビニで納付していただいた場合、町が納付の確認ができるまで約1週間かかる場合があります。このように時間差による督促状の行き違いにつきましては、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、領収書及びレシートは、納付や税申告などの証拠となるばかりではなく、万が一のトラブルを防止するためにも大切に保管してください。

Q 9 第1期分を納めるところ、誤って第2期分を納めてしまいました。どうすればいいのですか。

A 9 第2期分として収納されます。第1期分は未納扱いとなってしまいますので、恐れ入りますが至急納めてください。この場合督促状の発送までに納付が確認できなければ第1期分の督促状は発送されますのでご了承ください。

また、本来納付しようとした期別に充てることはできません。

お問い合わせ・・・ 納税課 収納係 電話 (0153) 74-0754